

認定ガイドに伴う登録ガイド登録制度実施要綱

この要綱は、屋久島町エコツアーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）が行う認定ガイドに伴う登録ガイド（以下「登録ガイド」という。）の登録に関する必要な事項を定める。

（登録制度の目的）

第1条 この制度は、協議会が掲げるエコツアーリズムの主旨にのっとり、屋久島・口永良部島における固有の自然や文化を保全し、その適正かつ持続的な利用を図るとともに、利用者や地域社会に信頼されるガイドとしての活動を通じて地域振興に貢献し、ガイドの社会的地位を確立する認定ガイドになるための基礎を構築することを目的とする。

（対象）

第2条 登録ガイドの対象は、「主に野外において有料で、屋久島町を案内したり解説したりする者」とする。

（登録の申請及び更新）

第3条 登録ガイドの登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、協議会会長（以下「会長」という。）に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

（1）登録ガイド登録申請書（様式第1-1号）

（2）別表1に掲げる提出書類

2 登録ガイドの更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）は、次に掲げる書類を有効期間内に会長へ提出しなければならない。

（1）登録ガイド登録更新申請書（様式第1-2号）

（登録等）

第4条 会長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査のうえ登録の可否を決定し、その結果を通知するものとする。ただし、次条の規定により登録を拒否する場合を除く。

2 前項の通知を受けた登録申請者は、会長に登録に係る手数料7,200円を納付するものとする。

3 第1項の通知を受けた更新申請者は、会長に登録更新に係る手数料2,400円を納付するものとする。

4 前2項の登録料は、通知を受けた日から十日以内に納付しなければならない。

5 登録料は、廃止及び休業、停止、失効並びに抹消による返納はしない。

（登録の拒否）

第5条 会長は、登録ガイドの登録を受けようとする者が次の号に該当するとき、又は申請書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第14条の規定により登録ガイドの登録を抹消され、登録が抹消された日から三年を経過しない者

(登録証書等の交付)

第6条 会長は、第4条の登録を行ったときは、申請者に登録ガイド登録証書(様式第3号)等を交付する。

(登録の有効期間)

第7条 登録ガイド登録の有効期間は、第4条第2項の登録料の納付が認められた日から起算して2年を経過した年度の3月31日までとする。但し、登録に係る有効期間内に第11条第2項の休業の届け出が行われた場合は、再開の届け出がなされた日が属する年度の3月31日とする。

2 第3条第2項の更新期間は1年とし、再更新を妨げるものではない。

(遵守事項等)

第8条 登録ガイドの登録を受けた者がガイド行為を行うときは、別表2に掲げる事項を遵守しなければならない。但し、第11条第2項の休業の届け出を行った者については、この限りでない。

2 会長は、登録ガイドの登録を受けた者が、第1項の遵守事項によらずガイド行為を行っていると思われるときは、当該ガイドに対し、必要な指導を行うことができる。

(登録の公表)

第9条 会長は、第4条第4項の登録をしたときは、その一部を公表できるものとする。

(登録内容の変更等)

第10条 登録ガイドの登録を受けた者は、申請書の記載事項に変更があったときは、変更事由を記載した書類に登録証書の写しを添えて会長に提出し、その訂正を受けるものとする。

2 登録ガイドの登録を受けた者は、第6条の登録ガイド登録証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、会長に申請して、登録証書の再発行を受けることができる。

(事業の廃止及び休止)

第11条 登録ガイドの登録を受けた者が当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を会長に届け出なければならない。

2 登録ガイドの登録を受けた者が、病気、介護、勉学等の理由により当該登録に係る業務を休止するときは、あらかじめその旨を会長に申請し、承認を得なければならない。

- 3 前項の休業の期間は、届け出の日から3年を超えてはならない。
- 4 第2項の休業の届け出を行った者が登録に係る事業を再び行うときには、会長にその旨を申請し、会長の承認を得なければならない。
- 5 前項の再開の届け出を行った者に係る登録の有効期間が経過していた場合は、第2項の承認を得た残りの期間を有効期間とする。

(登録の停止)

第12条 会長は、登録ガイドの遵守事項（別表2）に適合しないと認められる事由が生じたときは、その登録を停止することができる。

- 2 会長は、前項により登録を停止した場合は、当該ガイドにその旨を通知する。
- 3 登録の停止を受けた者は、登録を停止された日から起算して1年以内に遵守事項（別表2）に適合した場合は、登録の停止解除を申請することができる。但し、第7条の登録有効期間を超えて、申請することはできない。
- 4 会長は登録の停止解除の申請を受けた場合は、登録の停止を解除することができる。

(登録の失効)

第13条 登録ガイドへの登録は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その効力を失う。

- (1) 前条の登録を停止された日から起算して、一年以内に遵守事項（別表2）に適合し、登録の停止の解除の申請が行われなかったとき。
 - (2) 登録に係る有効期間が経過したとき。
 - (3) 休業の届け出を行った日から起算して、3年以内に事業の再開の届け出が行われなかったとき。
- 2 会長は、前項により登録が失効したときには、登録していたガイドにその旨を通知する。
 - 3 登録の失効を受けたものは、再登録をする場合、登録申請時の基準（別表1）を満たすこととする。

(登録の抹消)

第14条 会長は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、審査部会に審査を依頼し、その結果を踏まえて、登録を抹消することができる。

- (1) 過失等の原因による重大な事故が生じたとき。
 - (2) 利用者からの苦情に適切に対処せず、行為等が改善されないと認められるとき。
 - (3) 申請書の記載情報が虚偽であると認められるとき。
 - (4) 第8条第2項の指導がなされた場合であって、長期にわたり当該指導に係るガイド行為に改善が見られない場合。
- 2 会長は、前項により登録を抹消したときは、登録に係るガイドにその旨を通知する。
 - 3 登録の抹消を受けた者は、登録が抹消された日から起算して3年間は、登録の申請を行うことができない。

(登録証書等の返納)

第15条 登録ガイドの登録を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、会長に登録に係る登録証書等を返納しなければならない。

- (1) 登録ガイドへの登録が停止されたとき
- (2) 登録ガイドへの登録が失効したとき
- (3) 登録ガイドへの登録が抹消されたとき
- (4) 登録ガイドの登録期間が満了したとき
- (5) 第11条第1項の事業の廃止の届け出又は同条第2項の休業の届け出を行ったとき

(運営部会)

第16条 会長は、登録申請時の基準・遵守事項を改定する場合は、屋久島登録認定制度運営細則（以下「運営細則」という。）第2条に規定する屋久島ガイド登録認定制度運営部会（以下「運営部会」という。）の意見を聴くものとする。

(審査部会)

第17条 会長は、第14条各号に掲げる事由が生じたと認められる場合は、屋久島ガイド登録認定制度運営細則第5条に規定する審査部会に抹消の適否に関する審査を依頼する。

(苦情の通知及び調査並びに対処報告)

第18条 審査部会は、利用者や住民等から登録ガイドについて苦情が寄せられた場合は、必要に応じて当該ガイドに通知するとともに、内容を調査し、適切な対応を求めるものとする。

(事故の報告)

第19条 登録ガイドは、事業又は業務の遂行上、重大な事故が生じた場合は速やかに会長に報告するものとする。

- 2 報告を受けた会長は、その概要を登録ガイドに周知し、事故の再発防止に努めるものとする。

(調査)

第20条 会長は、登録の審査等において、関係する職員、運営部会及び審査部会の委員を登録ガイドの所在地やガイド場所等に派遣させて、調査させることができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成26年12月2日から施行する。

(登録手数料還付の特例)

2 平成18年4月1日から平成27年3月31日の期間中に屋久島ガイドに登録されている者で、平成27年1月1日時点において、ガイド事業を廃止、休業、停止、失効及び抹消していない者に対し、その者が納付した登録手数料の額に応じた金額を還付する。なお、還付手続きはその者に対して1回限りとする。

(1) 39,600円を納付した者 18,000円

(2) 26,400円を納付した者 12,000円

(3) 13,200円を納付した者 6,000円

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表1) 登録申請時の基準及び提出書類

項 目	基 準	提出書類
①「ガイド事業共通ルール」等に同意	様式第2号に掲げるガイド事業共通ルール等に同意すること。	同意書(様式第2号)
②保険の完備	ガイド活動中の過失責任による事故の補償がされる賠償責任保険に加入していること。	契約書等写し
③救急法の受講	登録時までに、日赤の救命講習又は消防等が行っている普通救命講習以上の講習の受講経験がある。 (「普通救命講習以上」の基準は審査部会の判断に委ねる。)	過去1年以内の普通救命講習以上の受講修了証あるいは有効期間内の各種救命講習受講修了証の写し

④ガイドセミナーの受講	登録時までに財団法人屋久島環境文化財団が開催する世界自然遺産地域や自然公園等各種法令、ガイド事業共通ルール及び基本的な屋久島・口永良部島の知識に関するガイドセミナーの受講経験があること。	過去3年以内の受講修了証の写し
⑤推薦状の提出	屋久島町エコツーリズム推進協議会認定ガイド2名からの推薦があること。	認定ガイド2名からの推薦状

(別表2) 遵守事項

項目	基準
①「登録ガイド心得」「ガイド事業共通ルール」に同意	遵守すること。
②保険の完備	ガイド活動中の過失責任による事故の補償がされる賠償責任保険に加入していること。
③救急法の受講	日赤の救命講習又は消防等が行っている普通救命講習以上の講習の受講経験があること。 (「普通救命講習以上」の基準は審査部会の判断に委ねる。)
④屋久島研究講座等の受講	公益財団法人屋久島環境文化財団が開催する屋久島研究講座か、屋久島町エコツーリズム推進協議会が研究講座として指定する講演会等を毎年度1回以上受講していること。
⑤登録するガイド活動に関する情報	変更があった場合は、すみやかに届け出て、情報の更新に努めること。
⑥認定ガイドへ認定されるよう努力すること	登録ガイドの登録を受けた者は、別途定める「認定ガイド認定制度実施要綱」に基づき、認定ガイドの認定を受けるよう努めなければならない。